(表面)

開発行為変更許可通知書

第 号

住 所

氏名又は名称 及び代表者名

平成 年 月 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第35条の2第1項の規定により許可する。 許可しない。

平成 年 月 日

観音寺市長 白 川 晴 司

許可の内容(不許可の場合は申請の内容)

開発区域に含まれる 地域の名称	
開発区域の面積	m²
予定建築物等の用途	
変更内容	

許可の条件(不許可の理由)

法第41条第1項の規定に基づく制限

(付 記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都市計画法第 50条第1項の規定により、観音寺市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、観音寺市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 5 また、都市計画法第51条第1項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできません。

開発行為に関する一般的注意(裏面)

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令(農地法、自然公園法、都市公園法、 文化財保護法、森林法、風致地区条例等)による規制がある場合は、それらの許可を受けてか ら工事に着手すること。
- 2 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、都市計画法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。(都市計画法第37条)
- 3 許可の日から5ケ月以内に工事に着手しないときは、許可を取り消すことがある。
- 4 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策について は、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適切な 措置を講じること。
- 5 別添の「施工状況写真の撮影要領」により、施工状況の写真を撮影しておくこと。
- 6 許可内容を変更しようとするときは、必ず事前協議を行ったうえで必要な手続きを行うこと。
- 7 工事現場には、見やすい場所に次の「開発許可標識」を工事完了検査のある日まで掲示すること。

開発許可標識 開発区域に含まれる 地 域 \mathcal{O} 名 称 開 発区域の 丽 穑 開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発許可の年月日及び番号 年 月 日 第 叧 工事施行者の住所及び氏名 工事現場管理者の氏名 工 事 間 日まで 予 定 期 年 月 日から 年 月

- 注1 開発許可標識の大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上とします。
 - 2 「開発許可を受けた者の住所及び氏名」欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者 の氏名を記載してください。